

セメントコンクリート製品適合検査基準

(目的)

- 1 この検査基準は、浜松市が発注する土木工事に使用するセメントコンクリート製品の検査等に関する必要な事項を定め、もって適正な品質を確保する事を目的とする。

(適用)

- 2 土木工事検査基準第6材料検査別表1の汎用材料のうちコンクリート製品に該当するものに適用する。なお、ボックスカルバート、壁類、側溝類の適合範囲は別表1に示すとおりである。

(検査の申請)

- 3 検査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は申請書(様式-1)に必要書類を添付して、財務部技術監理課長(以下「技術監理課長」という。)に1部提出しなければならない。

(審査等)

- 4 技術監理課長は、申請があったときはこれを審査し、確認した上で受理するものとする。

(検査日等の通知)

- 5 技術監理課長は、申請品目のうち適合対象となる製品名、規格・寸法、検査品目、検査日を定め、申請者に通知するものとする(様式-3)。

(検査)

- 6 検査は技術監理課検査職員(以下「検査監」という。)が行うこととする。
- 7 製造施設および製造過程等について以下の項目を確認する
 - (1) 生コンクリートの品質管理の実施状況および溶融スラグ他材料の保管状況
 - (2) 製品検査体制および製造者の管理基準
 - (3) 製品養生、保管状況および出荷基準
- 8 製品検査は外観、形状寸法、配筋および曲げ強度試験について行う。形状寸法の規格値は製造者の管理基準とし、曲げ強度試験の荷重については、検査対象製品の設計計算書、試験荷重計算書等を確認し決定する。なお、検査監が必要と認めた場合は、検査項目および検査個数等について追加することができるものとする。

(検査記録)

- 9 申請者は測定結果等について整理し、報告書(様式-4)を1部提出しなければならない。

(検査結果の通知)

- 10 技術監理課長は、検査終了後すみやかに検査の結果を申請者に通知するものとする(様式-5)。

(有効期間および審査の省略等)

- 11 検査の結果、浜松市が発注する土木工事の使用材料として適合したものは、通知した期間（１年間）は特に必要な場合を除き、土木工事検査技術基準第 6 材料の検査を不要とする。ただしこの期間内に、使用材料の性状変化や現場の受入れ確認において不良製品が多く見られる場合はこの限りではない。
- 12 検査結果の通知は有効期間内に製造、出荷したものに適用する。ただし、有効期間が継続している製品に限り、継続している有効期間中に製造した製品は現有効期間の通知を適用する（別表 2）。

附則

この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 平成 28 年度の検査の結果については、申請者からの申し出があれば、第 11 で定める通知した期間を 1 年 6 か月とする。
- 2 この基準は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

様式－1

平成 年 月 日

浜松市長 ○○○○

住 所
申請者 事業所名
代 表 者 ⑩

セメントコンクリート製品適合検査申請書

下記セメントコンクリート製品について、貴市が発注する土木工事の使用材料として適合する製品であることを確認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

1. 品 名

2. 製作場所 (所在地・工場名)

3. 連絡先 (TEL, FAX、ご担当名, E-mail)

4. 添付資料

- ・申請材料一覧表 (様式－2)
- ・製品規格図
- ・材料試験表等 (配合報告書、セメント、骨材、混和剤、鋼材、熔融スラグ、塩化物含有量、製造工程図等)
- ・その他

様式－3

浜財技第 号
平成 年 月 日

申請者 様

浜松市財務部技術監理課長

セメントコンクリート製品適合確認検査について（通知）

平成 年 月 日付けで申請があった下記セメントコンクリート製品の検査について、下記のとおり行ないたいので通知します。

記

| 製品名 | 製品規格・寸法 | 検査品目 | 検査年月日 |
|-----|---------|------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式－４

平成 年 月 日

浜松市長 ○○○○ 様

住 所
申請者 事業所名
代 表 者

㊟

セメントコンクリート製品適合検査記録報告書

セメントコンクリート製品適合検査記録をまとめたので報告します。

1. 検査実施日

2. 工場名

3. 検査実施品目

4. 添付資料
 - ・各検査記録表
 - ・検査状況写真
 - ・その他

様式－5

浜財技第 号
平成 年 月 日

申請者 様

浜松市長 ○○○○

セメントコンクリート製品適合検査結果について（通知）

平成 年 月 日付けで申請があった下記セメントコンクリート製品について検査の結果、浜松市が発注する土木工事の使用材料として適合する製品であることを確認したので通知します。

記

| 製品名 | 製品規格・寸法 | 検査品目 | 検査年月日 |
|-----|---------|------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※適合する製品・規格及び寸法については、特に必要な場合（国庫補助事業等による工事など）を除き、「土木工事検査技術基準 第6 材料の検査」を省略できるものとします。

※有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

(別表1)

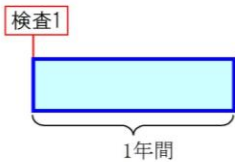
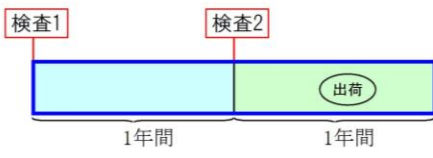
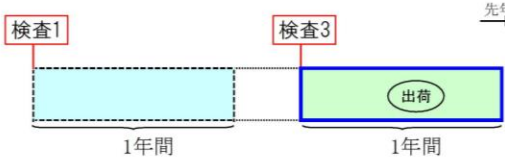
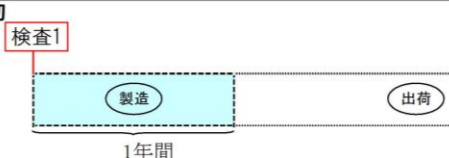
ボックスカルバート、壁類、側溝類の形状・寸法の適合範囲の上限

| 区分 | 例 | 適合上限 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| ボックスカルバート | | 内空 幅1000mm×高1000mm 程度 |
| 側溝（底版有） | PUボックス U字溝 卵形側溝 | 内空 幅 500mm×高 500mm 程度 |
| 側溝（底版無） | 自由勾配側溝 | 内空 幅 600mm×高1500mm 程度 |
| 土留壁 | L型擁壁 | 高1500mm |

※適合範囲の上限は搬入実績や汎用性を考慮し決定する。

(別表2)

有効期間の取り扱いについて

| 申請種別 | 適用通知 |
|---|---|
| 新規申請  | <ul style="list-style-type: none"> ●青枠内で製造し出荷するものは検査1の通知[※]を適用 |
| 継続申請  | <ul style="list-style-type: none"> ●青枠内で製造し検査2以降に出荷するものは検査2の通知[※]を適用 |
| 断続申請  | <ul style="list-style-type: none"> ●青枠内で製造し検査3以降に出荷するものは検査3の通知[※]を適用 ●検査3よりも前に製造されたものには検査1、検査3の通知[※]は適用不可 |
| 有効期間切  | <ul style="list-style-type: none"> ●検査1の有効期間内に製造されていても、有効期間を過ぎた場合は検査1の通知[※]は適用不可 |

通知[※]…(様式-5) セメントコンクリート製品の検査結果について(通知)